

渋川市長期滞在型移住体験施設の運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、渋川市（以下「市」という。）への移住定住を希望する者又は検討する者（以下「移住希望者」という。）に対し、市内での生活を体験できる場を提供するため、市が借り上げた空家等を渋川市長期滞在型移住体験施設（以下「体験施設」という。）として移住希望者に転貸し、入居者が市内での生活に関する情報発信を行うことで、移住者の増加につなげることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 居住その他の使用がなされていないことが常態化している建築物及びその敷地。ただし、建築してから一度も居住又は使用していない建築物は除く。
- (2) 体験施設 市において日常生活を手軽に体験できるよう市が貸し付ける建築物及びその敷地
- (3) 所有者 体験施設に係る所有権を有する者
- (4) 入居希望者 渋川市長期滞在型移住体験施設の運用に関する要綱（以下「要綱」という。）第7条で規定する要件を満たし、体験施設に入居しようとする者
- (5) 入居者 要綱に定める手続きを経て、体験施設に入居する者
- (6) 創業 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出により、体験施設に主たる事業所を開設又は開店し、新たに事業を開始する場合

イ 事業を営んでいない個人が、法人を設立し、体験施設に主たる事業所を開設又は開店し、新たに事業を開始する場合

(物件)

第3条 体験施設は、次のとおりとする。

所在地 群馬県渋川市伊香保町伊香保557番地16

建築年 昭和39年

構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺地下1階付2階建

延床面積 247.28㎡

(市と所有者との間で締結する賃貸借契約)

第4条 市長は、体験施設として使用する空家等の借上げに際し、所有者と土地建物賃貸借契約及び建物増改築等に関する合意を締結する。

2 賃貸借料は、当該土地及び建物に係る固定資産税相当額及び都市計画税相当額とし、前項に規定する賃貸借契約において定める額とする。

3 所有者から体験施設として使用する空家等を借り上げる期間は、第1項に規定する土地建物賃貸借契約により、これを定める。

4 借上げ期間中における建物火災保険は市が契約し、掛け金の支払いを行う。

(使用前改修)

第5条 市長は、あらかじめ所有者の承諾を受け、空家等を体験施設として使用する前に、従前の設備を利用することができる状態まで改修するものとする。

(原形の変更)

第6条 市長は、あらかじめ所有者の承諾を受け、体験施設の原形を変更することができる。

2 市長と所有者との間の賃貸借期間満了又は賃貸借契約の解除により、体験施設を所有者に返還する際の原形復旧については、別に定める土地建物賃貸借契約及び建物増改築等に関する合意において定める。

(入居希望者)

第7条 入居希望者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 市外に住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条第1項に基づく住民基本台帳の記録(以下「住民登録」という。)をしている者であること。

(2) 地域住民と円滑に交流できること。

(3) 転勤を理由とした転入予定者でないこと。

(4) 体験施設入居後に体験施設を生活の本拠とし、体験施設所在地に住民登録をすることができる者であること。

(5) 入居希望者の合計が、5人以内であること。ただし、市長が特別な事情があると認めた場合は、この限りではない。

(6) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1号に定める暴力団及び第2号に定める暴力団員又は暴力団員等に関係する者でないこと。

（入居申請）

第8条 入居希望者は、市が定める募集期間内に次に掲げる書類を提出し、入居の申請をしなければならない。なお、複数人での入居を希望する場合は、代表者が申請を行うものとする。

(1) 渋川市長期滞在型移住体験施設入居申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）

(2) 入居希望者全員の住民票の写し

(3) 入居希望者全員の申請日時時点で住民登録をしている市区町村が発行する市区町村税の未納額がないことの証明書（完納証明書等）又は賦課されていないことの証明書（非課税証明書等）

(4) 入居希望者全員の身分証明書の写し

(5) 体験施設で創業する場合にあつては、渋川市長期滞在型移住体験施設創業計画書（様式第2号。以下「創業計画書」という。）

(6) その他市長が必要と認める書類

（入居者の選定及び決定）

第9条 市長は第1条に掲げる目的の達成に向け、前条の入居の申請をした者（以下「入居申請者」という。）のうちから入居者を選定するため、渋川市長期滞在型移住体験施設入居者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、入居者に関する審査及び必要に応じて調査を行い、入居者を決定するものとする。

2 委員会の組織、運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

3 市長は、第1項の規定により入居者を定めがたいときは、公開抽選により入居者を決定するものとする。

4 市長は、入居者を決定した後、渋川市長期滞在型移住体験施設入居者選定結果通知書（様式第3号。以下「結果通知書」という。）により入居申請者に入居の決定の可否を通知するものとする。

5 市長は、入居者の決定に際して、体験施設の管理上必要な条件を付することができる。

6 市長は、入居希望者が第7条各号のいずれかに該当しないとき又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の決定をしないものとする。

（1） 体験施設の設置の目的に反するとき。

（2） 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

（3） 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

（4） その他体験施設の管理上支障があると認められるとき。

（市と入居者との間で締結する定期賃貸借契約）

第10条 前条第4項の規定により結果通知書の交付を受けた者は、借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第38条に規定する契約を、渋川市長期滞在型移住体験施設定期賃貸借契約書（様式第4号。以下「定期賃貸借契約書」という。）により市長と締結し、体験施設を借り受けるものとする。

2 市長は、前項の規定により契約を締結しようとするときは、その契約の締結に先立ち、法第38条第3項の規定に基づき、渋川市長期滞在型移住体験施設定期賃貸借契約についての説明（様式第5号）により、体験施設の定期賃貸借契約は更新がなく、期間の満了により体験施設の賃貸借は終了することについて説明を行うものとする。

（定期賃貸借期間）

第11条 体験施設の定期賃貸借期間は、1回の入居につき3か月以上1年以内とし、定期賃貸借契約書においてこれを定める。

2 定期賃貸借期間における入居及び退去を行う時間は、午前9時から午後4時までの間とする。

3 定期賃貸借期間満了前に、市長と所有者との賃貸借契約が解除されたと

き、市長と入居者との間の定期賃貸借期間は、その解除される日までとする。

- 4 市長は、入居者に対し、定期賃貸借期間満了日の6か月前までに契約の終了を渋川市長期滞在型移住体験施設定期賃貸借契約期間満了のお知らせ（様式第6号）により通知するものとする。ただし、定期賃貸借期間が1年未満のときは、定期賃貸借期間満了日の2か月前までに通知するものとする。

（賃借料）

第12条 体験施設の賃借料は、毎月1日から末日までを実日数に関わらず1月とし、1月当たり30,000円とする。

- 2 入居者は、定期賃貸借期間の日数に1月に満たない端数が発生した場合も、1月分の賃借料を支払うものとする。

（賃借料の納付）

第13条 市長は、入居者から、定期賃貸借契約の始期から入居者が体験施設を退去した日までの間、賃借料を徴収する。

- 2 入居者は、毎月末日（月の途中で体験施設を明け渡した場合にあっては、当該明け渡した日）までに、その月分の賃借料を納付しなければならない。

- 3 入居者が、第24条に規定する手続きを経ないで体験施設を退去したときは、第1項の規定に関わらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの賃借料を徴収する。

（督促）

第14条 市長は、入居者が賃借料を前条第2項の納期限までに納付しないときは、渋川市債権管理条例（平成26年渋川市条例第41号）に基づき、期限を指定して、これを督促しなければならない。

- 2 前項の規定による督促は、納期限後20日以内に、発布の日から15日以内の期限を指定して、書面にて行うものとする。

（修繕費用の負担）

第15条 体験施設の修繕に要する費用（入居者の責めに帰すべき事由による修繕は除く）は、市の負担とする。

2 前項の規定に関わらず、体験施設の入居者の退去又は切替え等の際にその費用を負担すべき修繕の必要が入居者の責めに帰すべき事由によって生じたときは、入居者は、市長の指示に従い、その修繕をし、当該修繕に要した費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第16条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1) 電気、ガス及び上下水道の使用料
- (2) 汚物及びじん芥の処理に要する費用
- (3) 電気、ガス及び上下水道の新規加入が必要な場合は、入居者が加入金を支払い加入し、契約期間満了日をもって廃止する。
- (4) 前条第1項の規定により市がその費用を負担すべきもの以外の体験施設の修繕に要する費用

(入居者の遵守事項)

第17条 入居者は、次に掲げる事項及び定期賃貸借契約書に規定された事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請書に記載した入居希望者以外の者が利用しないこと。
- (2) 入居者は、留守や就寝中に施錠するなど体験施設利用中は、体験施設を善良に管理すること。また、体験施設の鍵を紛失したときは、速やかに市長に報告すること。
- (3) 入居者は、火気の取扱いに細心の注意を払うとともに、水道の凍結防止等に配慮し、備付けの備品を適切に取り扱うこと。
- (4) 入居者は、体験施設及びその周辺の除草や除雪を適宜行い、体験施設を適切に管理するとともに、住環境の整備をすること。
- (5) ごみ出しは、決められた手法に従い行うこと。
- (6) 入居者は、市が体験施設に係る取材の申込み、各種情報発信の依頼、感想文の提出及び感想聴取への協力を求めたときは、これに応じること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、体験施設の利用に関し、市長が必要と認める事項に関すること。

(制限される行為)

第18条 入居者は、体験施設において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第1号から第4号まで及び第8号に掲げる行為のうち、創業計画書に記載した創業内容等に関連する事項については、この限りではない。

- (1) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為を営利目的で行うこと。
- (2) 営利目的の事業を開業し、又は興業を行うこと。
- (3) 展示会又はこれに類する催しを開催すること。
- (4) 文書、図書その他印刷物を体験施設内外に貼付し、又は配布すること。
- (5) 宗教の普及、勧誘、その他これに類する行為を行うこと。
- (6) 夜間に大きな音を発生させる等、近隣の住民に迷惑を及ぼす行為を行うこと。
- (7) 体験施設内外において、建物を害する行為を行うこと。
- (8) 体験施設の改造若しくは改装を行うこと。
- (9) 体験施設の室内で喫煙をすること。
- (10) 麻薬類、鉄砲、刀剣類、爆発性若しくは発火性を有する危険な物品等を製造、保管又は使用すること。
- (11) その他体験施設の利用にふさわしくない行為を行うこと。

2 入居者は、前項ただし書の規定により、体験施設の改造若しくは改装を行うときは、事前に市と協議を行い、市長の許可を受けなければならない。

(入居者の変更)

第19条 体験施設の入居者の決定後に入居者の変更をするときは、第2項又は第3項の規定による届出をし、市長の承認を得なければならない。

2 新たに入居者を追加するときは、次項に規定する場合を除き、次に掲げる書類により申請しなければならない。

- (1) 渋川市長期滞在型移住体験施設入居者変更申請書（様式第7号）
- (2) 対象者の住民票の写し
- (3) 対象者の申請日時点で住民登録をしている市区町村が発行する市

区町村税の未納額がないことの証明書（完納証明書等）又は賦課されていないことの証明書（非課税証明書等）

(4) 対象者の身分証明書の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

3 出生や死亡等、あらかじめ届け出ることができない変更をするときは、次に掲げる書類により申請しなければならない。なお、その事実の発生後には、速やかに届け出るものとする。

(1) 渋川市長期滞在型移住体験施設入居者変更申請書

(2) 変更の事実を証する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

4 市長は、第2項及び第3項の規定による申請があったときは、申請に係る書類を審査し、その結果を渋川市長期滞在型移住体験施設入居者変更承認（不承認）通知書（様式第8号）により通知することとする。

5 本条に規定する入居者の変更については、委員会の審査は省略できるものとする。

（創業計画の変更）

第20条 体験施設の入居決定後に、入居申請時に提出した創業計画書の内容を変更するときは、渋川市長期滞在型移住体験施設創業計画変更届出書（様式第9号）に、変更後の創業計画を記載した創業計画書を添えて申請し、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請に係る書類を審査し、その結果を渋川市長期滞在型移住体験施設創業計画変更承認（不承認）通知書（様式第10号）により通知することとする。

3 本条に規定する創業計画の変更については、委員会の審査は省略できるものとする。

（不使用の届出）

第21条 入居者は、体験施設の賃貸借期間において2週間以上体験施設を留守にする場合は、事前に市長に届け出なければならない。

（転貸の禁止）

第22条 入居者は、体験施設の全部若しくは一部を転貸し、又は体験施設

に係る権利を譲渡してはならない。

(設備の設置又は特殊備品の搬入)

第23条 入居者が、体験施設の利用に当たり、工事を伴う設備の設置又は特殊備品の搬入をしようとするときは、事前に市長の許可を受けなければならない。

(退去の申出及び検査)

第24条 入居者は、体験施設を退去しようとするときは、退去予定日の4か月前までに渋川市長期滞在型移住体験施設退去申請書(様式第11号)により市長に申し出なければならない。ただし、申し出に当たり、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りではない。

2 入居者は、退去予定日の10日前までに、通常の使用に伴い生じた体験施設の損耗及び体験施設の経年変化を除き、体験施設を原状回復し、市長の指定する者の検査を受けなければならない。

3 入居者は、第18条第1項ただし書の規定により、体験施設の改造若しくは改装をしたときは、前項で指定する検査の日までに、入居者の費用で原状回復及び撤去を行わなければならない。ただし、原状回復及び撤去を行わないことについて、市長の承認を得たときは、この限りではない。

(体験施設の明渡請求)

第25条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、入居者に対し、渋川市長期滞在型移住体験施設明渡請求書(様式第12号)により体験施設の明渡しを請求することができる。

(1) 不正の行為により利用したとき。

(2) 賃借料を3か月以上滞納したとき。

(3) 体験施設を故意に棄損したとき。

(4) 地域社会の環境、秩序及び平穩を阻害する行為をしたとき。

(5) 要綱に違反したとき。

(6) 第24条の規定により申し出た退去予定日までに退去しないとき。

(7) 定期賃貸借契約満了前に体験施設の所有者と市長との間の賃貸借契約が解除されたとき。

2 前項の規定により体験施設の明渡しの請求を受けた入居者は、指定された期日までに、通常の使用に伴い生じた体験施設の損耗及び体験施設の経年変化を除き、体験施設を原状回復し、体験施設を明け渡さなければならない。

3 入居者は、第18条第1項ただし書の規定により、体験施設の改造若しくは改装をしたときは、前項で指定する期日までに、入居者の費用で原状回復及び撤去を行わなければならない。ただし、原状回復及び撤去を行わないことについて、市長の承認を得たときは、この限りではない。

(体験施設の再契約)

第26条 第10条第1項に定める定期賃貸借契約は、法第38条の規定により契約の更新をすることはできない。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、体験施設の契約期間をあらかじめ指定し、定期賃貸借契約の再契約を行うことができる。

2 入居者は、前項の規定による定期賃貸借契約の再契約を希望するときは、第11条第4項に規定する通知を受けた日の翌日から14日以内に、市長に渋川市長期滞在型移住体験施設定期賃貸借契約再契約申請書(様式第13号)を提出しなければならない。

3 入居者が本条の規定により定期賃貸借契約の再契約を希望する場合であっても、初回の定期賃貸借契約の始期から通算して3年を超える契約をすることはできない。

(立入り)

第27条 市長は、体験施設の清潔の保持、防火、構造の保全その他体験施設の管理上特に必要があるときは、体験施設内に立ち入ることができるものとする。

2 入居者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

(その他)

第28条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

渋川市長期滞在型移住体験施設入居申請書

年 月 日

渋川市長 様

申請者 住所

氏名

渋川市長期滞在型移住体験施設に入居したいので、渋川市長期滞在型移住体験施設の運用に関する要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

なお、入居の条件等については、同要綱に従うことを承諾するとともに、入居希望者全員が同要綱第7条に規定する要件を満たしていることを誓約します。

入居希望期間	年 月 日から 年 月 日まで				
入居希望者	氏名	性別	続柄	職業	生年月日
			申請者		年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
申請者の連絡先	電話				
	メール				
入居の目的					
誓約事項	<input type="checkbox"/> 募集要項に記載された現状の建物の状態を理解した上で申込みます。 また、上記に記載する入居希望者は <input type="checkbox"/> 体験施設入居後は地域の方との交流を積極的にはかります。 <input type="checkbox"/> 転勤を理由とした転入予定者ではありません。 <input type="checkbox"/> 市が暴力団排除条例第2条第1号に定める暴力団、また第2号に定める暴力団員及びその関係者ではありません。				

※入居希望者全員の住民票の写し、身分証明書の写し及び市区町村税の未納がないことの証明書（完納証明等）又は賦課されていないことの証明書（非課税証明書等）を添付してください。

※入居希望期間は、申請時の希望を記入してください。

様式第2号 (第8条関係)

渋川市長期滞在型移住体験施設創業計画書

1 創業に係る事業概要

氏名 (法人等の場合は名称及び代表者氏名)		電話	
住所 (法人等の場合は所在地)			
業種			
創業(予定)日		年 月 日	
営業時間及び定休日			
従業員数	常勤役員	人	パート アルバイト 人
	従業員	人(うち家族 人)	
	合計	人	
事業の内容 (主な取扱品、サービス内容、強みや特色、想定する客層等)			
創業までのスケジュール			
取引先 (取引先名、シェア率、掛取引の割合等)	販売先		
	仕入先		

2 創業に要する必要資金と調達方法

(千円)

必要資金		金額	調達方法	金額
設備資金	店舗、工場、機械、備品、車両等		自己資金	
			家族、親戚、友人等からの借入れ (内訳及び返済方法)	
			金融機関からの借入れ (内訳及び返済方法)	
運転資金	商品仕入れ、経費支払資金等			
合 計			合 計	

3 創業に係る事業の収支計画 (年間)

項 目		開業初年度	2年目	3年目
収 入	売 上 高	千円	千円	千円
	補 助 金 等	千円		
	そ の 他 収 入	千円	千円	千円
	計 (①)	千円	千円	千円
支 出	仕 入 高	千円	千円	千円
	改 装 費 等	千円	千円	千円
	賃 借 料 等	千円	千円	千円
	人 件 費	千円	千円	千円
	そ の 他 支 出	千円	千円	千円
	計 (②)	千円	千円	千円
収支 (①-②)		千円	千円	千円

様式第3号（第9条関係）

渋川市長期滞在型移住体験施設入居者選定結果通知書

年 月 日

様

渋川市長

印

年 月 日付で申請のあった渋川市長期滞在型移住体験施設の入居について、次のとおり決定しましたので、渋川市長期滞在型移住体験施設の運用に関する要綱（以下「要綱」という。）第9条第4項の規定により通知します。

記

- 1 採用の可否
- 2 入居に関する条件等（[注]不採用の場合は「不採用の理由」と記載する。）

入居人数	人
条件等	(1) 体験施設への入居に当たっては、要綱第10条に規定する定期賃貸借契約の締結が必要となります。 (2) 入居者は、要綱に規定する事項を遵守し、体験施設を善良に管理してください。

様式第3号（第9条関係）

渋川市長期滞在型移住体験施設入居者選定結果通知書

年 月 日

様

渋川市長

印

年 月 日付けで申請のあった渋川市長期滞在型移住体験施設の入居について、次のとおり決定しましたので、渋川市長期滞在型移住体験施設実施要綱第9条第4項の規定により通知します。

記

- 1 採用の可否
- 2 不採用の理由（〔注〕不採用の場合は「不採用の理由」と記載する。）

様式第4号（第10条関係）

渋川市長期滞在型移住体験施設定期賃貸借契約書

（契約の締結）

第1条 賃貸人渋川市長（以下「甲」という。）及び賃借人（以下「乙」という。）は、渋川市長期滞在型移住体験施設の運用に関する要綱（以下、「要綱」という。）第3条に定める物件（以下「本物件」という。）について、以下の条項により借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第38条に規定する定期建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（契約の物件）

第2条 甲は、要綱に基づく渋川市長期滞在型移住体験施設として借り上げた、次に掲げる物件を乙に賃貸し、乙はこれを賃借するものとする。

- （1）所在地 群馬県渋川市伊香保町伊香保557番地16
- （2）建築年 昭和39年
- （3）構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺地下1階付2階建
- （4）面積 247.28㎡

（賃貸借期間）

第3条 賃貸借期間は、3か月以上1年以内の期間において、次に掲げるとおりとする。

始期 年 月 日から

終期 年 月 日まで（ か月 日間）

2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新はしないものとする。

（賃借料）

第4条 本物件の賃貸借期間における賃借料は、1月当たり30,000円とする。

2 乙は、賃貸借期間の日数に1月に満たない端数が発生した場合も、1月分の賃借料を支払うものとする。

3 乙は、毎月末日（月の途中で本物件を明け渡した場合にあっては、当該明け渡した日）までに、その月分の賃借料を甲の指定する方法で納付しなければならない。

4 第1項の規定により納めた賃借料は、これを返還しない。ただし、天災事変等やむを得ない事由により市長が特に必要と認めた場合は、その都度返還割合を決定し、返還することができる。

5 第1項の料金は、光熱水費（電気料、上下水道料金及びガス代）及び放送受信料は含まない。

6 前項で規定する光熱水費の扱いは、要綱第16条の定めによる。

（遵守事項）

第5条 乙は、本物件に入居するにあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請書に記載した入居希望者以外の者が利用しないこと。
- (2) 入居者は、留守や就寝中に施錠するなど本物件利用中は、本物件を善良に管理すること。また、本物件の鍵を紛失したときは、速やかに市長に報告すること。
- (3) 入居者は、火気の取扱いに細心の注意を払うとともに、水道の凍結防止等に配慮し、備付けの備品を適切に取り扱うこと。
- (4) 入居者は、本物件及びその周辺の除草や除雪を適宜行い、本物件を適切に管理するとともに、住環境の整備をすること。
- (5) ごみ出しは、決められた手法に従い行うこと。
- (6) 入居者は、市が、本物件に係る取材の申込み、各種情報発信の依頼、感想文の提出及び感想聴取への協力を求めたときは、これに応じること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本物件の利用に関し、市長が必要と認める事項に関すること。

(禁止又は制限される行為)

第6条 乙は、本物件において次に掲げる行為をしてはならない。ただし第1号から第4号まで及び第8号に掲げる行為のうち、渋川市長期滞在型移住体験施設創業計画書に記載した創業内容等に関連する事項については、この限りではない。

- (1) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為を営利目的で行うこと。
- (2) 営利目的の事業を開業し、又は興業を行うこと。
- (3) 展示会又はこれに類する催しを開催すること。
- (4) 文書、図書その他印刷物を貼付し、又は配布すること。
- (5) 宗教の普及、勧誘、その他これに類する行為を行うこと。
- (6) 夜間に大きな音を発生させる等、近隣の住民に迷惑を及ぼす行為を行うこと。
- (7) 本物件内外において、建物を害する行為を行うこと。
- (8) 本物件の改造若しくは改装を行うこと。
- (9) 本物件の室内で喫煙をすること。
- (10) 麻薬類、鉄砲、刀剣類、爆発性若しくは発火性を有する危険な物品等を製造、保管又は使用すること。
- (11) その他本物件の利用にふさわしくない行為を行うこと。

(契約の解除)

第7条 甲は、要綱第25条に規定する明渡しの請求を行ったとき又は、乙が本契約書に規定する事項に違反した場合、本契約を解除することができる。

(明渡し)

第8条 乙は、要綱第24条で規定する退去予定日までに（第7条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、指定された期日までに）本物件を明け

渡さなければならない。

2 乙は、通常の使用に伴い生じた体験施設の損耗及び体験施設の経年変化を除き、体験施設を原状回復し、体験施設を明け渡さなければならない。

3 甲及び乙は、前項の規定に基づき、乙が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。

(立入り)

第9条 甲は、本物件の清潔の保持、防火、構造の保全その他本物件の管理上特に必要があるときは、本物件内に立ち入ることができるものとする。この場合において、甲は乙の不在時に本物件内に立ち入ったときは、立入り後その旨を乙に通知しなければならない。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

(管轄裁判所)

第10条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

(退去時の手続)

第11条 利用者は本物件を退去する時は入居時又は入居後に持ち込んだ全ての家具・家財等を本物件に残置してはならない。また退去日までに利用した電気、ガス、上下水道等の利用料金については、適切に支払いを行わなければならない。

(協議)

第12条 甲及び乙は、本契約書に定めのない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

甲及び乙は、本契約書2通を作成し、それぞれ1通を保管する。

年 月 日

賃貸人(甲) 住所 群馬県渋川市石原80番地
名称 渋川市

代表者 渋川市長 印

賃借人(乙) 住所
氏名 印

(緊急連絡先)

住所
氏名
電話

様式第5号（第10条関係）

渋川市長期滞在型移住体験施設定期賃貸借契約についての説明

年 月 日

賃貸人 住所 群馬県渋川市石原80番地
名称 渋川市
代表者 渋川市長

下記住宅について定期賃貸借契約を締結するにあたり、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条第3項の規定に基づき、次のとおり説明します。

下記住宅の定期賃貸借契約は、更新がなく、期間の満了により賃貸借は終了します。期間満了の日までに、下記住宅を明け渡さなければなりません。

記

1 住宅	名称			
	所在地	群馬県渋川市		
2 契約期間	始期	年 月 日から	か月 日間	
	終期	年 月 日まで		

以上

上記住宅について、借地借家法第38条第3項の規定に基づく説明を受けました。

年 月 日
賃借人 住所
氏名

印

様式第6号（第11条関係）

渋川市長期滞在型移住体験施設定期賃貸借契約期間満了のお知らせ

年 月 日

様

渋川市長

印

年 月 日付けで契約した渋川市長期滞在型移住体験施設の定期賃貸借契約が 年 月 日をもって契約期間満了となりますので、下記のとおりお手続きをお願いいたします。

1 定期賃貸借契約期間満了に伴い退去する場合

「渋川市長期滞在型移住体験施設退去申請書（様式第11号）」を提出してください。

2 再契約を希望する場合

「渋川市長期滞在型移住体験施設定期賃貸借契約再契約申請書（様式第13号）」を提出してください。

※ただし、初回の定期賃貸借契約の始期から3年を経過する場合の再契約はできません。

様式第7号（第19条関係）

渋川市長期滞在型移住体験施設入居者変更申請書

年 月 日

渋川市長 様

申請者 住所

氏名

年 月 日付けで決定のあった渋川市長期滞在型移住体験施設の入居者について、下記のとおり変更したいため、渋川市長期滞在型移住体験施設の運用に関する要綱第19条の規定により、次のとおり申請します。

記

	氏名	続柄	生年月日	住所	変更内容
変更 対象者					
添付 書類	1 要綱第19条第2項の規定による入居者の追加をする場合 (1) 対象者の住民票の写し (2) 対象者の申請日時時点で住民登録をしている市区町村が発行する市区町村税の未納額がないことの証明書（完納証明書等）又は賦課されていないことの証明書（非課税証明書等） (3) 対象者の身分証明書の写し（運転免許証、マイナンバーカード等） (4) その他市長が必要と認める書類 2 要綱第19条第3項の規定による入居者の変更をする場合 (1) 変更の事実を証する書類（住民票、戸籍謄本等） (2) その他市長が必要と認める書類				

様式第8号（第19条関係）

渋川市長期滞在型移住体験施設入居者変更承認（不承認）通知書

年 月 日

様

渋川市長

年 月 日付けで申請のあった渋川市長期滞在型移住体験施設の入居者の変更について、渋川市長期滞在型移住体験施設の運用に関する要綱第19条第4項の規定により通知します。

記

1 承認（不承認）事項

2 承認（不承認）理由

3 その他

様式第9号（第20条関係）

渋川市長期滞在型移住体験施設創業計画変更申請書

年 月 日

渋川市長 様

申請者 住所

氏名

年 月 日付けで提出した渋川市長期滞在型移住体験施設での創業計画について、別紙渋川市長期滞在型移住体験施設創業計画書（様式第2号）のとおり変更したため、渋川市長期滞在型移住体験施設の運用に関する要綱第20条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

変更内容	別紙「渋川市長期滞在型移住体験施設創業計画書」のとおり
変更理由	

様式第10号（第20条関係）

渋川市長期滞在型移住体験施設創業計画変更承認（不承認）通知書

年 月 日

様

渋川市長

年 月 日付けで申請のあった渋川市長期滞在型移住体験施設での創業計画について、渋川市長期滞在型移住体験施設の運用に関する要綱第20条第2項の規定により通知します。

記

1 承認（不承認）事項

2 承認（不承認）理由

3 その他

様式第11号（第24条関係）

渋川市長期滞在型移住体験施設退去申請書

年 月 日

渋川市長 様

申請者 住所
氏名

年 月 日付けで定期賃貸借契約を結んでいる渋川市長期滞在型移住体験施設を退去したいため、渋川市長期滞在型移住体験施設の運用に関する要綱第24条第1項の規定により申請します。

1 契約期間 年 月 日 ～ 年 月 日

2 退去予定日 年 月 日

3 検査希望日 年 月 日

4 退去理由

様式第12号（第25条関係）

渋川市長期滞在型移住体験施設明渡し請求書

年 月 日

様

渋川市長

印

渋川市長期滞在型移住体験施設の運用に関する要綱（以下。「要綱」という。）第25条第1項の規定に該当するため、下記のとおり渋川市長期滞在型移住体験施設（以下。「体験施設」という。）の明渡しを請求します。

つきましては、要綱第25条第2項及び第3項の規定による、体験施設の原状回復及び撤去を行い、下記期限までに体験施設を退去してください。

記

1 明渡し請求理由

2 体験施設の明渡し期限 _____年 月 日

様式第13号（第26条関係）

渋川市長期滞在型移住体験施設定期貸借契約再契約申請書

年 月 日

渋川市長 様

申請者 住所

氏名

年 月 日付けで締結した定期貸借契約について、再契約を希望するため、渋川市長期滞在型移住体験施設の運用に関する要綱（以下「要綱」という。）第26条第2項の規定により、次のとおり申請します。

記

原契約 貸借期間	年 月 日から 年 月 日まで				
再契約 希望期間	年 月 日から 年 月 日まで				
連絡先	電話				

※再契約可能な貸借期間は、3か月以上1年以内となります。

※要綱第26条第3項の規定により、初回の定期貸借契約の始期から通算して3年を超える契約はできません。